

入院中の食事および光熱水費の負担額変更について

診療報酬の改定に伴い、令和8年6月1日から入院中の食事および光熱水費の負担額が変わります。

【入院時食事療養費自己負担額】

令和8年5月まで	→	令和8年6月から
1食につき510円		1食につき550円

※ただし、次の1及び2に該当する場合は下記の金額となります。

住民税課税世帯の指定難病公費受給中の方は据え置きとなります。

1. 市町村民税非課税の世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けており、

① 過去1年間の入院期間が90日以内の場合

令和8年5月まで	→	令和8年6月から
1食につき240円		1食につき270円

② 過去1年間の入院期間が90日を超えている場合

令和8年5月まで	→	令和8年6月から
1食につき190円		1食につき220円

2. 住民税非課税世帯に属する70歳以上で、前年の公的年金収入が80万円以下の場合

令和8年5月まで	→	令和8年6月から
1食につき110円		1食につき130円

【入院時生活療養費自己負担額】

療養病床に入院する65歳以上の方は下記の金額となります。

※他の病棟から転棟し療養病床に入院された方も対象となります。

令和8年5月まで	→	令和8年6月から
1日につき370円		1日につき430円

医療法人公世会 野市中央病院

院長 公文 龍也